

## 要旨 (Abstract)

近年、国や地方自治体の間で Public Private Partnership (以下、PPP) に対する関心が高まっている。PPP とは民間企業と行政が連携して公共サービスの提供を行うスキームのことを指し、「官民連携」や「公民連携」と呼ばれることもある。

本稿では、その PPP 手法の一つである指定管理者制度を活用した民間企業の公立図書館運営に焦点を当てた。先行研究では、指定管理者制度自体に関する研究や、既存の図書館や行政の視点からの指摘が多くを占めていた。したがって、本稿では、公立図書館運営に参入する民間企業の視点に注目し、その参入目的や民間企業における公共図書館運営事業の位置づけを明らかにすることを目的とした。

第一章は、まず 1980 年代以降の福祉国家の衰退と新自由主義の台頭そして新公共経営 (NPM) の登場から概念的な PPP への発展とその内容について整理した。また、現代的な PPP の発端となったイギリスにおける行政改革と、日本における官と民との連携の展開について説明した。

第二章では、公立図書館の設置や運営に関する法制度について整理し、指定管理者制度と公立図書館の関係性について法的な観点から検討した。公立図書館運営に関しては、行政組織的側面と教育機能的側面の二面から法律が規定されており、指定管理者制度は、前者に関わる地方自治法の改正によって導入されたものであることを確認した。また、国民の福祉の増進と社会教育の二つを設置目的とし、公立図書館が法的に規定されていることも確認した。

第三章においては、公立図書館やその運営について歴史的背景を基にその役割や機能について考察し、社会が急速に変化する 2000 年以降の図書館像についても言及した。戦後の公立図書館は、1960 年代に館内閲覧から貸し出し中心の資料提供施設への運営方針を確立させ、70 年代に大きく発展した。しかし、80 年代の行政改革や 90 年代以降の社会環境の急速な変化への対応が求められ、地域の文化施設といった広い役割が認識されるようになった。2000 年以降は、情報収集手段の多様化などから改めて図書館の意義が問われていることを確認した。

続く第四章においては、賛否両論あるものの世間の注目を集めている「TSUTAYA 図書館」の功罪とその意図について考察した。「TSUTAYA 図書館」は、斬新な運営方針や空間構成に対して住民からの支持を得たが、図書館界を中心にガバナンス面での問題や疑惑、図書館に蓄積されてきた無形資産を軽視する姿勢が批判された。しかし「TSUTAYA 図書館」設置の背景には、既存の図書館に対する危機感があり、「TSUTAYA 図書館」は徹底的に住民のニーズを追求することで既存の図書館に対するラディカルなアンチテーゼを示したと考察した。

第五章においては、本稿の研究目的である、指定管理者制度による公立図書館運営に参入す

る民間企業の視点について明らかにした。最も多くの図書館の指定管理者を務める図書流通センターにおける公立図書館運営の捉え方を文献調査と財務分析によって考察した。結論としては、同社の属する丸善 CHI ホールディングスにおいて図書館サポート事業が衰退する出版・書籍販売事業に代わる収益性の高い事業として捉えられていることを明らかにした。

そして、終章では、第一章から第五章を踏まえ、これからの図書館運営に必要であると考えられる3つの方向性を示した。具体的には、(1)図書館運営における行政組織視点の必要性、(2)官と民との共通課題認識、および(3)官と民と市民との連携、の3つである。図書館、行政、民間や住民といった対立の構図を超え、それぞれが連携し合うことで真のPPPの概念を体現することが、課題解決に必要であることを示した。今後の課題としては、第五章において分析の対象を書籍流通系の民間企業に限定したが、公立図書館運営に参入している他業種の民間企業の視点についても明らかにする必要性について言及した。

**キーワード (Keywords) :** PPP、官民連携、指定管理者、公立図書館